

【新設】（最初通算事業年度開始の時までの間に完全支配関係を有することとなった法人のみなし承認）

2-29 法第64条の9第2項《通算承認》に規定する他の内国法人が、既に同項の規定により通算承認の申請を行った同条第1項に規定する親法人との間に、当該申請の時から当該親法人の最初通算事業年度（法第2編第1章第1節第11款第1目《損益通算及び欠損金の通算》の規定の適用を受けようとする最初の事業年度をいう。以下2-37までにおいて同じ。）開始の時までの間に、新たに当該親法人による完全支配関係を有することとなった場合において、当該親法人に対して通算承認の処分があったときは、同条第4項の規定により、当該他の内国法人についても通算承認があったものとみなすことに留意する。

【解説】

1 通算承認の申請を行った法人税法第64条の9第1項《通算承認》に規定する親法人（以下「親法人」という。）に対して通算承認の処分があった場合には、グループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度（以下「最初通算事業年度」という。）の開始の時に当該親法人による完全支配関係（同項に規定する政令で定める関係に限る。以下同じ。）を有する同条第2項に規定する他の内国法人（子法人）の全てにつきその承認があったものとみなすこととされている（法64の9④）。

この承認があったものとみなされる「他の内国法人」について、当該最初通算事業年度の開始の時のみならずその申請の時においても当該親法人との間に完全支配関係を有している必要があるかどうか、といった疑問が生ずる。

2 この点については、上記1の「他の内国法人」とは、単に法人税法第64条の9第2項に規定する他の内国法人（＝同条第1項に規定する他の内国法人（つまり、同項第3号から第10号までに掲げる法人を除いた、いわゆる通算子法人になれる法人））をいうにすぎないのであり、親法人が通算承認の申請を行った時に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係があるかどうかまでは問わないのであるから、親法人に対して通算承認の処分があった場合には、最初通算事業年度の開始の時に当該親法人との間に完全支配関係を有する「他の内国法人」の全てにその承認があったものとみなされるということになる。したがって、通算承認の申請時には当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係を有しない法人も、当該申請時から最初通算事業年度開始の時までの間に新たに当該親法人との間に完全支配関係を有することとなった場合には、この承認があったものとみなされる他の内国法人に該当することとなり、当該法人にもこのみなし承認の効力が及ぶこととなる。本通達において、このことを留意的に明らかにしている。

ここで、本通達の親法人は、この新たに完全支配関係を有することとなった日以後遅滞なく、所定の書類（完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類）を納税地の所轄税務署長に提出する必要がある（令131の12③、規27の16の8③）ことに併せて留意が必要である。

3 なお、本通達は、連結納税制度におけるみなし承認と同様の規定がグループ通算制度においても定められたことから、旧法人税法第4条の3《連結納税の承認の申請》に係る取扱い

として定めている連結納税基本通達 1 - 3 - 2 《最初連結親法人事業年度開始の時までの間に完全支配関係を有することとなった法人のみなし承認》を、基本的な取扱いを維持しつつグループ通算制度向けに改組した上でグループ通算通達に移設したものである。